明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産七）　一
〔告示〕
○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件（農林水産三五九）　五
○飼料の公定規格の一部を改正する件（同三六〇）　六
〔公告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　七
諸事項
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月六日

農林水産大臣　江藤　拓